

銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座
（医師宿舎）の念書に関する調査特別委員会
調査報告書

平成29年3月
銚子市議会

目次

はじめに	1
第1 結論	1
1 本件各念書に対する銚子市の関与の有無	1
2 銚子市立病院に対する指導監督体制	1
3 指定管理者による業務適正化のために銚子市が取るべき対応	2
第2 銚子市立病院に関する経過	2
1 設立と業務休止	2
2 銚子市立病院再生準備機構の設立とその活動経緯等	2
3 再生機構の設立	3
4 銚子市立病院の指定管理に至る経緯	3
5 指定管理者による銚子市立病院の運営状況	3
第3 銚子市立病院の業務再開に当たっての銚子市の組織体制	4
第4 関係法令等	4
1 地方自治法（昭和22年法律第67号）	4
2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）	6
3 銚子市病院事業の設置等に関する条例（平成20年条例第46号）	7
4 銚子市議会委員会条例（昭和49年条例第20号）	7
5 銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書（平成22年4月30日付）	8
第5 本委員会設置の経過	11
1 本件各念書の存在が発覚した経過	11
2 銚子市議会の議決経過及びその内容	11
第6 本委員会において認定した事実	12
1 マークタワー銚子銀座について	12
2 再生機構の運営状況	12
3 本件各賃貸借契約を巡る状況	14
4 本件各念書について	19
5 再生機構に対する市の指導監督の状況	23
6 本件各念書の発覚に伴う賃貸人との紛争処理経過	26
第7 本委員会の判断	26
1 銚子市の本件念書作成への関与	26
2 銚子市の再生機構に対する監督業務の問題点	27
3 責任の所在	28
第8 今後の指定管理者に対する指導監督のあり方	30

第9	本委員会における調査の経過等	32
1	委員会の概要	32
2	調査経費	33
3	証人尋問の概要	34
4	資料・記録の請求	45
5	委員会の開催状況	52
6	地方自治法第100条に基づく刑事告発	52

はじめに

銚子市の指定管理者であった医療法人財団銚子市立病院再生機構（以下「再生機構」という。）が、市内所在のマンション「マークタワー銚子銀座」（所在：銚子市新生町1丁目41番4号。以下「本件マンション」という。）の専有部分のうち6室の賃貸借契約（以下、これらの契約をあわせて「本件各賃貸借契約」という。）に当たり、貸主である株式会社大勝（以下「大勝」という。）に対して差し入れたとされる念書3通（以下あわせて「本件各念書」という。）の存在が、作成後5年近くを経て明らかになった。その内容は、本件各マンションの賃貸借契約期間終了後に再生機構がそれぞれを買い取ることを内容とするものであって、これにより、再生機構に合計1億2,690万円の負担を生じさせるものであった。

再生機構は、銚子市が支出した出資金及び指定管理料を原資として運営されており、再生機構清算時の残余財産は銚子市に帰属することとされていたところ、再生機構の運営を維持するために銚子市が更なる財政支出を求められる可能性、再生機構解散時の残余財産として、金銭ではなくマンションが銚子市に帰属する恐れ、あるいは再生機構清算時のマンション売却により、損失が生じる可能性が生じた。これらはいずれも銚子市に多大な財政的負担を強いる恐れがあったことから、銚子市議会は本件各念書が作成されるに至った経緯について、銚子市の関与の有無、あるいは再生機構に対する指定者としての指導監督が適正になされていたか否かについて地方自治法第100条第1項に基づく調査を実施するための特別委員会（以下「本委員会」という。）を設置した。

本報告書は、本委員会による調査の結果を銚子市議会に報告することを目的として作成されたものである。

第1 結論

1 本件各念書に対する銚子市の関与の有無

- (1) 本委員会の調査の結果によっても本件各念書の作成について、銚子市職員あるいは野平匡邦前市長（以下「前市長」という。）が関与したとする明確な証拠はない。
- (2) しかしながら、本件各念書の作成経緯に関する証人らの証言には多数の不一致点があること、また客観的に明らかとなっている前市長の発言内容とも矛盾すること、前市長が本件マンションの賃貸借契約前に、本件マンション買取りの可能性について言及していること、田中肇氏と前市長との連絡状況からすると、平成22年当時、前市長が本件各念書の存在を知らなかったとすることには疑問が残る。

2 銚子市立病院に対する指導監督体制

- (1) 銚子市立病院の運営は、これをほぼ一任し、さらに理事長印の管理を

任せる等していた田中肇氏により、本来必要な理事会承認を経ない多数の決定がなされていた。

(2) また、銚子市から再生機構に対する支出についても、事業計画あるいはその後の申請において、支出内容が不明朗であるにもかかわらず、市において承認をしていた経緯があり、さらにその承認そのものも、再生機構との事前協議を経ることなく、再生機構が支出した内容を追認したものが幾度となくあった。

(3) 銚子市病院再生室は、こうした事前協議を経ない再生機構の支出について、何度も事前承認を求めるよう指導はしたものの、これが是正されることはなく、さらに前市長が市職員に対し、再生機構の運営に対して口出しをしないよう要求していたことから、市職員による強い指導が困難な状態が続いた。

(4) 再生機構の不適正な支出、特に本件各念書の作成を許し、適切な指導監督を怠った銚子市、特に前市長の責任は重いものと言わざるを得ない。

3 指定管理者による業務適正化のために銚子市が取るべき対応

再生機構による業務遂行が不適切であることは早くから明らかになっており、こうした指定管理者に対して適切な指導監督権限を行使することができるようにするために、基本協定書等によって銚子市と指定管理者との役割分担を明確にしておくこと、地方自治法あるいは基本協定書等によって認められた指導監督権限を適切に行使すること、市の職務遂行について問題がある場合の第三者的地位を有する者への通報制度を充実整備させ、あわせて通報者の厳格な保護を実施すること、さらに事前措置として指定管理者の候補者選定において、適切な審査基準を設けるとともに、手続を公開するなど透明性を高めることが必要である。

第2 銚子市立病院に関する経過

1 設立と業務休止

(1) 銚子市立病院は、昭和25年に銚子診療所として開設され、昭和26年に結核病床40床の市立病院としてスタートした。昭和59年には「銚子市立総合病院」と改称され、救急告示病院となった。

(2) 平成12年ころから同病院の医業収益は悪化し始め、平成20年7月、当時の岡野俊昭市長は銚子市立病院の「一旦休止」を宣言し、同年9月30日に事務局職員を除く医師、看護師及び医療技術職等を整理解雇し、その業務を休止した。

2 銚子市立病院再生準備機構（以下「準備機構」という。）の設立とその活動経緯等

(1) 平成21年3月29日に行われた岡野俊昭市長の解職投票により同市

長が失職したことを受けて、同年5月17日に市長選挙が行われ、前市長が選出された。前市長は、選挙公約において「病院再開」を掲げ、同年6月に「市立病院再生事業機構スキーム」を発表した。

(2) 準備機構は、銚子市立病院の再開に向け、医師・看護師などを招へいすることを目的とした集団とされている。

(3) 平成21年7月16日、市は臨時会において、準備機構へ支払う着入金等を含む3,150万円について補正予算を可決し、同月23日、準備機構との間で委任契約を締結した。

(4) 準備機構の委員6人（東谷隆夫氏、大澤一記氏、小林俊規氏、原田修氏、木多良輔氏及び田中肇氏）による総会は、平成21年7月28日から平成22年7月22日まで9回の総会をいずれも東京都内で開催し、最後の総会において、銚子市との委任契約の解約と準備機構の解散が議決された。

3 再生機構の設立

(1) 再生機構は、平成22年2月23日に最初の設立総会が開催され、設立代表者として笠井源吾氏が就任した。同年3月11日に千葉県に対して医療法人設立認可を申請し、同月31日に千葉県知事から設立認可を受け、同年4月5日の登記により設立された。

(2) この間の平成22年3月に、市議会定例会で、再生機構への出資金を3,200万円とする補正予算が可決されている。

4 銚子市立病院の指定管理に至る経緯

(1) 平成22年3月15日、銚子市は再生機構に対し、銚子市立病院の指定管理に関する募集要項等を通知し、再生機構は同月29日に銚子市に対し指定管理者指定申込書を提出した。その後、同月31日に銚子市地域医療整備推進本部会議による判断の結果を受けて、再生機構は銚子市から指定管理者の候補者として選定を受け、再生機構設立に先立つ同年4月1日に銚子市と再生機構との間で仮協定を締結した。

(2) 銚子市は、同月12日に市議会臨時会において指定管理者関連議案を可決するとともに、同日再生機構を指定管理者として指定した（指定管理期間は平成27年3月31日までの5年間）。平成22年4月30日、銚子市は再生機構との間で「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」及び「銚子市立病院施設の管理運営に関する年度協定書」を締結した。

5 指定管理者による銚子市立病院の運営状況

(1) 平成22年5月1日に再生機構が運営する「わかみや診療所」の開設が千葉県から許可され、同月6日に銚子市立病院の診療が再開され、その後病院本体の業務が再開された。

- (2) 平成27年3月31日に再生機構の指定管理期間が終了すると、同法人による指定管理は継続されることはなく、市立病院の指定管理は、一般財団法人銚子市医療公社に引き継がれた。
- (3) なお、この間の平成22年7月ころから平成25年2月ころまで、再生機構は東京都内に事務所を賃借し、東京事務所を開設していた時期があった。

第3 銚子市立病院の業務再開に当たっての銚子市の組織体制

- 1 銚子市では、平成21年7月ころ、庁内に病院再生室を設けた。
- 2 平成22年4月当時の病院再生室の職員は、以下のとおりであった。
 - (1) 病院対策監 青柳清一氏
 - (2) 病院再生室長 宮内康博氏
 - (3) 病院再生室室長補佐 宮内伸光氏
 - (4) 病院再生室職員 小池昌宏氏 外1名

第4 関係法令等

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号）
 - (1) 第100条

第1項 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

第2項 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会在当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

第3項 第1項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、6箇月以下の禁錮又は10万円以下の罰金に処する。

第4項 議会は、選挙人その他の関係人が公務員たる地位において知り得た事実については、その者から職務上の秘密に属するものであ

る旨の申立を受けたときは、当該官公署の承認がなければ、当該事実に関する証言又は記録の提出を請求することができない。この場合において当該官公署が承認を拒むときは、その理由を説明しなければならない。

第5項 議会が前項の規定による説明を理由がないと認めるときは、当該官公署に対し、当該証言又は記録の提出が公の利益を害する旨の声明を要求することができる。

第6項 当該官公署が前項の規定による要求を受けた日から20以内に声明をしないときは、選挙人その他の関係人は、証言又は記録の提出をしなければならない。

第7項 第2項において準用する民事訴訟に関する法令の規定により宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを3箇月以上5年以下の禁錮に処する。

第8項 前項の罪を犯した者が議会において調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、その刑を減輕し又は免除することができる。

第9項 議会は、選挙人その他の関係人が、第3項又は第7項の罪を犯したものと認めるときは、告発しなければならない。但し、虚偽の陳述をした選挙人その他の関係人が、議会の調査が終了した旨の議決がある前に自白したときは、告発しないことができる。

第10項 議会が第1項の規定による調査を行うため当該普通地方公共団体の区域内の団体等に対し照会をし又は記録の送付を求めたときは、当該団体等は、その求めに応じなければならない。

第11項 議会は、第1項の規定による調査を行う場合においては、予め、予算の定額の範囲内において、当該調査のため要する経費の額を定めて置かなければならない。その額を超えて経費の支出を必要とするときは、更に議決を経なければならない。

第12項ないし第20項 略

(2) 第244条の2

第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

第2項 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

第3項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成

するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第4項 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

第5項 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第7項 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

第8項 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

第9項 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

第10項 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

第11項 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

(1) 第121条の4

第1項 地方自治法第98条第1項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）の規定による労働争議のあつせん、調停及び仲裁その他労働委員会の権限に属する事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）並びに土地収用法（昭和26年法律第219号）の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属す

る事務（その組織に関する事務及び庶務を除く。）とする。

第2項 地方自治法第98条第1項に規定する議会の検査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものは、当該検査に際して開示をすることにより、国の安全を害するおそれがある事項に関する事務（当該国の安全を害するおそれがある部分に限る。）及び個人の秘密を害することとなる事項に関する事務（当該個人の秘密を害することとなる部分に限る。）並びに土地収用法の規定による収用に関する裁決その他収用委員会の権限に属する事務とする。

第3項及び第4項 略

(2) 第121条の5

第1項 前条第1項の規定は、地方自治法第100条第1項に規定する労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものについて準用する。

第2項 前条第2項の規定は、地方自治法第100条第1項に規定する議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものについて準用する。この場合において、前条第2項中「検査」とあるのは、「調査」と読み替えるものとする。

3 銚子市病院事業の設置等に関する条例（平成20年条例第46号）

(1) 第1条(設置)

市民の健康保持に必要な医療を提供するため、銚子市病院事業(以下「病院事業」という。)を設置する。

(2) 第2条(施設の名称及び位置)

病院事業を行う施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 銚子市立病院

位置 銚子市前宿町597番地

(3) 第4条(指定管理者による管理)

市長は、病院の設置の目的を効果的に達成するため、その管理を指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(4) 第5条(指定管理者が行う業務)

指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 診療、健康診断等(以下「診療等」という。)の提供に関する業務

(2) 病院の施設及び附属設備の維持管理及び補修(軽微なものに限る。)に関する業務

(3) 前各号に掲げるもののほか、病院の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

4 銚子市議会委員会条例（昭和49年条例第20号）

- (1) 第6条（特別委員会の設置等）
- 第1項 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 第2項 特別委員の定数は、議会の議決で定める。
- 第3項 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。
- 5 銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書（平成22年4月30日付。以下「基本協定書」という。なお、基本協定書において「甲」は銚子市、「乙」は再生機構を指す。）
- (1) 第4条（指定管理業務）
- 第1項 甲は、銚子市立病院事業の設置等に関する条例（平成20年銚子市条例第46条。以下「設置管理条例」という。）第4条の規定により、本施設の管理運営に関する業務のうち次の各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を乙に行わせるものとする。
- (1) 診療、健康診断等（以下「診療等」という。）の提供に関する業務
- (2) 病院の施設及び附属設備の維持管理及び補修（軽微なものに限る。）に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、病院の管理運営に関し、市長が必要と認める業務。
- 第2項 指定管理業務の細目は、仕様書（別紙1。略）に定めるとおりとする。
- (2) 第5条（管理物件）
- 第1項 乙が管理する施設、設備及び備品（以下「管理物件」という。）は、管理物件一覧（別紙2。略）のうち乙が使用する者に限ることとし、詳細については、甲及び乙が協議の上、別途締結する年度協定により毎年度定めるものとする。ただし、乙が管理物件全部の管理を甲に申し出た場合には、甲及び乙が協議の上、乙が管理する管理物件を定めるものとする。
- 第2項 乙は、善良な管理者の注意をもって管理物件を管理するとともに、常に良好な状態を保つよう努めなければならない。
- 第3項 略
- (3) 第6条（指定期間等）
- 第1項 乙の指定期間は、平成22年5月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により、甲が乙の指定を取り消したときは、この限りでない。
- 第2項 指定管理業務に係る事業年度及び会計年度は、毎年4月1日

から翌年3月31日までとする。前項ただし書の規定は、事業年度及び会計年度について準用する。

(4) 第12条（施設等の維持管理にかかる負担金）

施設及び医療機器等（備品含む）の維持管理に要する費用の負担については、甲及び乙が協議の上、別途締結する年度協定により毎年定めるものとする。

(5) 第16条（実施の基準）

第1項 乙は、関係法令、条例、規則及びこの規定を遵守するとともに、募集要項等（指定管理者の選定に際し、甲が選定の基準、管理の基準、管理業務の範囲その他の指定管理業務の概要を提示したものをいう。以下同じ。）及び提案書（指定管理者の指定の申込みにあたり、乙が自らの指定管理業務の実施に関し事業計画、運営方針等を提案した事業計画書その他の書類をいう。以下同じ。）に従い、善良な管理者の注意をもって指定管理業務を実施するものとする。

第2項 この協定、募集要綱等及び提案書の間には矛盾又は不整合がある場合は、この協定、募集要項等、提案書の順にその解釈が優先するものとする。

第3項 前項の規定にかかわらず、指定管理業務の内容に関し、提案書において仕様書を上回る水準が提案されている項目については、提案書に示された水準によるものとする。

第4項 略

(6) 第20条（総括責任者の配置等）

乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該者の住所、氏名、連絡先等必要事項を甲に報告しなければならない。これらを変更した場合も、同様とする。

(7) 第24条（文書の管理等）

第1項 乙は、指定管理業務の実施に伴い作成し、または取得した文書、図画及び電磁的記録（以下「業務文書」という。）に関し、その管理、保存、廃棄等に関する定めを設け、これに基づいて適正に業務文書を管理することとする。

第2項 略

(8) 第33条（業務計画書）

第1項 乙は、甲が指定する期日までに当該年度の指定管理業務に関し、次の各号に掲げる事項を記載した業務計画書を提出し、甲の承認を得なければならない。

(1) 管理執行体制

(2) 自主事業計画

(3) 指定管理業務に係る収支予算案

(4) その他甲が必要と認める事項

第2項 甲は、前項の業務計画書に記載された事項について必要があると認めるときは、乙に対してその変更を支持することができる。

第3項 乙は、あらかじめ甲が承認した場合に限り、第1項の業務計画書に記載した事項を変更することができる。

(9) 第35条（月例報告）

乙は、毎月15日までに次の各号に掲げる事項に係る前月の状況を甲に報告しなければならない。

(1) 指定管理業務の実施状況

(2) 利用者の利用の状況

(3) 指定管理業務に要した経費の収支の状況

(4) その他甲が別に定める事項

(10) 第36条（事業報告書）

第1項 乙は、指定管理業務に関し、毎年度終了後30日以内に当該年度における前条各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、乙は、年度途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該取り消された日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

第2項 甲は、必要があると認めるときは、事業報告書の内容又はこれに関連する事項について、乙に対して書面又は口頭による説明を求めることができる。

(11) 第37条（事業報告の徴取等）

甲は、法第244条の2第10項の規定により、乙に対して、指定管理業務又は経理の状況について、定期的に、または必要に応じて随時、報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

(12) 第38条（業務の改善勧告等）

第1項 甲は、乙による指定管理業務の実施状況が仕様書（第16条第3項に該当する場合にあっては、提案書）その他の甲が示した条件を満たしていないと認めるときは、乙に対して業務の改善を勧告するものとする。

第2項 乙は、前項の規定による勧告を受けたときは、速やかにこれに応じなければならない。

(13) 第40条（指定の取消し等）

第1項 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第24

4条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部または一部の停止を命ずることができる。

- (1) 解散したとき。
- (2) 関係法令、条例、規則またはこの協定に違反したと認められるとき。
- (3) 財務状況が著しく変化し、指定管理業務の継続が困難になったと認められるとき。
- (4) 乙の責めに帰すべき事由により、この協定に定める事項を履行しないとき、又は履行できる見込みがないと認められるとき。
- (5) 正当な理由なく、甲が求めた報告を行わず、実地調査を拒否若しくは妨害し、又は指定管理業務に係る甲の指示若しくは勧告に従わないとき。
- (6) 指定管理者の申し込みにあたり虚偽の記載をしていたとき、指定管理業務の実施に当たり不正な行為をしたときその他指定管理業務の実施を継続させることが社会通念上不相当と判断される時。
- (7) 自ら指定の取消しを申し入れたとき。
- (8) その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

第2項 略

第5 本委員会設置の経過

1 本件各念書の存在が発覚した経過

- (1) 本件マンションの所有者であった大勝の代表取締役である宮内隆氏は、保有していた本件各念書の写しを、平成22年当時マークタワー銚子銀座の販売活動をしていた株式会社ビギンの代表取締役である村田栄氏に交付して、これを再生機構に示すよう依頼した。
- (2) 平成27年1月19日ころ、村田栄氏は再生機構に本件各念書を示し、さらに再生機構がこれらを銚子市に示したことから、本件各念書の存在が銚子市に発覚するに至っている。
- (3) なお、銚子市議会は、平成27年2月ころに本件各念書を市長側から示されている。

2 銚子市議会の議決経過及びその内容

銚子市議会は、本件各念書の存在が明らかになったことを受けて、地方自治法第100条第1項に基づく事務の調査を行うための特別委員会の設置の検討を開始した。そして、数度の代表者会議及び議会運営委員

会を経るなどして、平成27年6月30日に本委員会の設置に係る発議案を議員提案により発議し、同日、本会議で議決された。

第6 本委員会において認定した事実

1 マークタワー銚子銀座について

(1) マークタワー銚子銀座は、登記簿上、平成20年7月11日（賃貸借契約書上は平成20年11月）に新築された、鉄筋コンクリート造陸屋根13階建て分譲マンションであって、大勝はこれを当初、分譲用として建築した。

(2) 本件各マンションについても、もともとは分譲物件とされており、平成22年当時は、マックスリアルエステート株式会社（以下「マックス社」という。）及び株式会社ビギンが販売活動を行っていた。

2 再生機構の運営状況

(1) 再生機構の理事長は、登記上平成22年9月末まで笠井源吾氏（以下「笠井氏」という。）とされていた。その後、同年10月より理事長は白濱龍興氏（以下「白濱氏」という。）に変更されている。指定管理開始直後の平成22年再生機構の理事は、上記兩名を除き以下のとおりであった。

ア 大澤一記氏（以下「大澤氏」という。）

イ 寺下進氏（以下「寺下氏」という。）

ウ 田中肇氏（以下「田中氏」という。）

(2) 再生機構の運営状況一般

ア 再生機構の運営の状況一般に関する証人の本委員会における証言は要旨以下のとおりであった。

なお、証言内容の摘示について「」は議事録からの引用である（以下同じ）。

イ 多田和弘氏（平成22年5月から平成27年3月まで再生機構に在籍）証言（頁数は平成27年12月7日委員会議事録による。）

(ア) 再生機構では、全権を田中氏が握っていた（7頁）。

(イ) 再生機構の理事会は、全て東京都内の寺下氏の事務所の近所を借りて開催されており、銚子市立病院で開かれたことはなかった（7頁ないし9頁）。

(ウ) 田中氏は週に一度か二週に一度程度しか病院に来なかった。

(エ) 再生機構の保管文書は専務理事室のロッカーに入っており、その鍵は田中氏が保管していて、他の職員が見ることはできなかった（17頁）。

ウ 加瀬英夫氏（平成22年5月1日から平成27年3月31日まで再生機構に在籍）証言（頁数は同上）

(ア) 施設会計については加瀬英夫氏が担当していたが、市からお金が入る本部会計については田中氏が握っており、ほとんど見ることはできなかった（42頁ないし43頁）。

エ 宮内康博氏（平成22年4月当時、銚子市病院再生室長。頁数は平成27年11月9日委員会議事録による。）証言（頁数は同上）

(ア) 田中氏は、「総括責任者的なものだと思います。」「医師確保を含めて全てのことを取り仕切っていたんじゃないかなと思いますけども。」（58頁）

オ 小括（認定）

田中氏は、診療行為以外の銚子市立病院の業務全般を掌握しており、銚子市の支出をもって賄われる本部会計も同時に管理していたものと認められる。

(3) 理事長印の管理

ア 法務局に登録してある理事長印の管理についての証言内容は要旨以下のとおりであった。

イ 田中氏（平成22年4月から平成24年10月まで再生機構理事）証言（頁数は平成29年2月6日委員会議事録による。）

(ア) 理事長印は、副理事長室の田中氏の管理する金庫の中に入っていた（45頁）。

(イ) 理事長印は、田中氏が管理するという事に決まっていた（45頁）。理事長印を持ち歩いていた事実はない。

(ウ) 「笠井先生も返してくれという話は全くありませんでしたから、私に預けているということを了解されていました。」

(エ) 「理事長印、後から返していただくようなお話も聞いているんですけども。」との質問に対し、「それはもう最後の段階。」「（笠井氏の）辞任、辞表願が出るとか出ないとかいうようなときに返してもらわないとと、そのまま理事長印は持って行かれましたよね。病院に置いていかれませんでした。」（46頁）。

ウ 笠井氏 証言（頁数は平成27年12月7日委員会議事録による。）

(ア) 理事長印は当初田中氏が保管し、平成22年8月18日ころ笠井氏が回収した。（48頁）

(イ) 医師は一般にサインを用いるので、印鑑が重要であるとの認識はなかった（49頁ないし50頁）

エ 多田和弘氏 証言（頁数は同上）。

法人の理事長印は、田中氏がカバンに入れて常に保管していた。

笠井氏から田中氏に対して、自分の責任で持つから返せと再三伝えていたが、田中氏は自分が会計責任者だからと言って返さなかった。最終的に8月に田中氏から笠井氏に理事長印が渡ったが、それまでは田中氏がずっと保管していた。(11頁ないし12頁)。

オ 加瀬英夫氏 証言 (頁数は同上)

平成22年8月ころ、専務理事室に呼ばれて田中氏から理事長印を渡されて笠井氏に渡した(35頁ないし36頁)。

カ 小括 (認定)

再生機構設立時から、再生機構の代表印は田中氏が独占的に管理をしており、再生機構の理事長であった笠井氏も当初はこれを容認していた。しかしながら、遅くとも平成22年8月ころから、再生機構理事長は田中氏に対し、代表印の返還を求め、同月18日ころ、田中氏は理事長に代表印を返還している。

また、田中氏が理事長印を持ち歩いていたか否かについて、田中氏と多田氏の証言は一致しない。田中氏の証言内容には一応の具体性はあるものの、多田氏があえて虚偽の証言をすることは考えがたく、印鑑を事務室内に保管していたとする田中氏の証言は信用することができない。

(4) 指定管理開始当初の再生機構の運営状況

田中氏は診療行為以外の再生機構の業務全般を取り仕切る立場にあり、代表印も独占的に管理をしていた。また、金銭管理についても、銚子市から支出されたものについては、再生機構の理事長その他の職員を排して自ら行っていた。文書等に関しても、他の職員等による閲覧ができない状態にしていたことが認められる。

3 本件各賃貸借契約を巡る状況

(1) 本件各賃貸借については、以下の各日付の賃貸借契約書があり、再生機構は本件マンションのうち合計7室を賃貸していた事実が認められる。

ア 平成22年4月30日付 3通 (1102号室, 1202号室, 1301号室)

イ 平成22年5月28日付 1通 (801号室)

ウ 平成22年6月8日付 2通 (1203号室, 1302号室)

エ 平成23年4月28日付 1通 (101号室)

(2) なお、このうち平成23年4月28日付けの契約書のみが株式会社ビギンを仲介人とするものであり、その余の契約書はいずれもマックス社が「立会人」として記載されている。念書が作成されたのは、株式会社ビギンを仲介人とする契約書以外の賃貸借契約6件分である。

(3) 医師宿舎確保のための庁内における議論及び認識等

ア 銚子市立病院に招へいする医師のための宿舎確保について、市職員の間でどのような議論がなされていたか、あるいは市職員の医師宿舎確保に関する認識についての証言内容は、それぞれ要旨以下のとおりであった。

イ 小池昌宏氏（当時銚子市病院再生室職員）証言（頁数は平成27年11月9日委員会議事録による。）

(ア) 時期ははっきりしないが、医師宿舎はどうするのか、台町（の医師宿舎）は使えるのかといった議論はあった。

(イ) 平成22年3月28日の市長発言は、新聞か何かで知った。（7頁）この報道に接して、小池昌宏氏は本件マンションが医師宿舎になるとの認識を持った（8頁）。

(ウ) 平成22年4月30日付の本件マンションの賃貸借契約は、同年7月1日ころ、申請書の添付資料として契約書が提出されたころに知ったと思われる。（9頁）。

(エ) 平成22年6月15日ころの月例報告の際には本件各賃貸借契約についての再生機構側からの説明はなかったように思う（11頁）。

ウ 宮内康博氏（当時銚子市病院再生室長）証言（頁数は同上）

(ア) 「再生室がそこで医師の宿舎に関して議論をしたという記憶というのはないですね」（47頁）。

(イ) 「時期はいつだったかわからないんですけども、医師宿舎の関係で中を見せてもらったことがあります。それがいつの時期だったかわかんないんですけども、マークタワーの中を何室か私一緒に見させてもらいました。」その際、前市長も一緒だった。田中氏もいた気がする。（48頁）

(ウ) 賃貸借契約書は、医師宿舎に関する平成22年7月1日付の事業申請書が上がってきたときに知った（50頁ないし51頁）。

エ 青柳清一氏（当時銚子市病院対策監）証言（頁数は同上）

(ア) 市有財産としての台町所在の医師宿舎について、「かなり老朽化が進んでおりまして、使用には耐えないだろうということで、その使用は考えてはおりませんでした。」（68頁）

(イ) 市立病院の再開前に、再生室内で医師宿舎の確保についての議論は特になく、「医師の招聘は当時医療法人だった再生機構がやるという認識がありましたので、その医師の招聘の一環として宿舎を確保するだろう程度の認識はございましたけれども、それゆえに内部で再生室もしくは市長を交えた執行部の内部でこうしよう、ああしようという議論はなかったと思います。」（69頁）。

(ウ) 「当時病院の再生に当たって、22年度予算を編成いたしました。

その際に医師の招聘費として指定管理料 2 億円という予算を措置したんですが、医師の招聘の中には当然そういった経費も入るだろう、その経費の使途、使う人というのは再生機構だったので、それも含めて再生機構がやるんだらうという意識があった」（70 頁ないし 71 頁）。

- (エ) 平成 22 年 3 月 28 日の市長発言まで、再生室では本件マンションを医師宿舎とすることについて、全く聞いていなかった（75 頁）。
- (オ) 「いろいろ市長がその後、3 月の末に記者発表か何かのときにも、やはり 3 室とか、そういうような医師宿舎について言及していたような記憶があります。」また、平成 22 年の 4 月 7 日、関東近県に医療機関を複数有する医療グループの幹部職員が銚子市を訪れた際、前市長と面会し、その際前市長が、「まだ未契約なんだけど、宿舎を確保」したとの発言をした。（76 頁）。
- (カ) 平成 22 年 4 月 15 日に田中氏から電話があり、「きょう旭中央（病院）で会議がありましたと。その顛末を知っているひとしきり報告をした後で」「マークタワー銚子の 3 部屋を賃貸で確保した、私はそこに住むというような、そういうような報告がありました。」（77 頁）。この発言に対して、具体的な確認はしなかった。（78 頁）
- (キ) 「市長の前のその発言とかを踏まえると、どうも市長と再生機構が意思を通じ合って、そういう医師宿舎の確保に努めていたんだらうというのが十分わかりましたので、改めてその時点で確認する必要も特にないのかというふうに考えました。」（79 頁）
- (ク) 当時再生室抜きに田中氏と前市長との間で医師宿舎の確保について話がされていたことは、状況から考えれば間違いない。（79 頁）
- (ケ) 本件各賃貸借の存在を知ったのは、平成 22 年 6 月 15 日ころであって、「口頭で 6 室確保とか、そういう話が再生機構のほうからあった。」（80 頁）。
- (コ) 平成 22 年 5 月 19 日に田中氏からお願い文書の作成を依頼された際には、4 月 15 日に田中氏が本件マンションに住むといったこと自体を忘れていて、契約はまだだと思っていた。（86 頁）
- (サ) 田中氏が本件マンションに入居していた事実について、「現実には田中専務理事と市長の関係を考えますと、結構密に連絡をしていたような気が私個人ではしていますので、まして同じマンションですから、それは承知していたんじゃないでしょうか。」（98 頁）。

オ 小括（認定）

- (ア) 医師宿舎の確保の問題について、当時銚子市立病院の業務再開を所掌していた上記職員らの証言によっても銚子市が主体的にこれを

行うとの認識は希薄であった。

(イ) また、市職員が、本件マンションを医師宿舎とすることを知ったのは、もっとも早い青柳氏において平成22年4月15日ころであると認められる。

(4) 賃貸借契約締結の状況

ア 田中氏 証言（頁数は平成29年2月6日委員会議事録による。）

(ア) 事業計画の作成段階において、既にマークタワー銚子銀座を医師宿舎とすることについて交渉を開始していた。（22頁ないし23頁）

(イ) 平成22年4月1日の時点でマークタワー銚子銀座を医師宿舎とする検討はしていたが、病院再生室も知らなかったはず。（24頁ないし27頁）

(ウ) 田中氏は、平成21年の段階から、本件マンションを医師宿舎にすることを検討していた。市立病院再生について、「これがあるから引き受けることができるんじゃないかというふうに思った記憶がありますね。」（26頁）。

(エ) 再生機構の認可を受けてすぐ、本件マンションを医師宿舎とすることを目指して交渉を始めた。（27頁）マックスリアルエステートと交渉を開始した時期あたりに、前市長は田中氏が同社と交渉していることを同時期から知っていた。（27頁）

(オ) 平成22年4月30日の本件各賃貸借契約締結の事実を、同時点で銚子市には知らせていない。非常に難しい契約だったので、あまりにいろいろな人に私は言わないで、私が一人でやったこと。（25頁ないし26頁）

(カ) 本件マンションのうち101号室については、貸主側から借りてくれという話があった（43頁）。

イ 宮内隆 氏 証言（頁数は平成28年1月29日議事録による。）

(ア) 本件マンションは、前市長と田中氏から市立病院を再開するのに、医師を呼ぶために必要だと聞いている（72頁ないし73頁）。

(イ) 自分から本件マンションを使ってほしいと申し入れたことはなく、前市長と田中氏とが貸してほしいと言ってきた（73頁）。時期は、平成22年3月28日に、銚子市長が除幕式で発言をした後（75頁）。

(ウ) 田中氏と初めて会ったのは、時期は不明であるが、「ケアハウスかすが」の応接室であり、前市長と3人であった。そのときに本件マンションを借りたいという話が出ている（80頁）。

(エ) 本件マンションについて、当初から賃貸で構わない、という気持ちはなかった。再生機構から、買うことができないから貸してくれ、

という話だった。

ウ 本件各賃貸借に関する前市長の言動等

(ア) 平成22年3月28日除幕式における発言

① 「このマンションはあと7室売れ残っていますが、全室、市が買い上げます。満室にします。22年度末までに7人（銚子市立病院の医師と考えられる。）にすると断言していますので、ちょうどラッキーセブンがぴったり合いました。ここは全部医者（医師）のマンションになります。」（平成22年4月3日付大衆日報記事による）

② なお、上記「買い上げる」との記述について、前市長は「借り上げる」の発音が不適切であったものであるとしている。

(イ) 平成22年4月9日銚子市議会総務企画委員会

「私も交渉の全部を把握してはおりませんが、4月1日の理事会なんです、・・・その中の話を申し上げますと必要な部屋というのは医師だけではなく、看護師、事務員その他諸々です。・・・基本的には法人側が一定の数を確保するというようなことを考えているようです。そしてまた貸し、転貸というカタチで、どこの病院もやっているように、少し落差を設けて個人の負担を軽減してあげるといふ、フリンジーベネフィットと言いますが、そういうことを考えているようです。今市内で一番優良な物件と言われておりますマークタワー銚子銀座ともそういうことをやっている、ただあそこは分譲マンションなので基本的には貸さないわけなんです。ただ銀行が了承してオーナーである会社が了承して条件を整えば賃貸ということも無いではないということもあり得るといふことで、今交渉中であるといふことで、ただあまりたくさん貸すという気はないようです。私は借り上げも含めた、それがだめであれば買い上げもあり得るわけ。もしそれができなければどうするんだと医師の住宅が確保できなかったらどうするといふことはあり得るといふ思います。」（6頁）。

(ウ) 青柳清一氏証言（頁数は平成27年11月9日委員会議事録による。）

「いろいろ市長がその後3月の末に記者発表か何かのときにも、やはり3室とか、そういうような医師宿舎について言及していたような記憶があります。」また、平成22年の4月7日、関東近県に医療機関を複数有する医療グループの幹部職員が銚子市を訪れた際、前市長と面会し、その際前市長が、「まだ未契約なんだけど、宿舎を確保」したとの前市長の発言があった（76頁）。

(エ) 宮内康博 氏 証言（頁数は同上）

時期はいつだかわからないんですけれども、医師宿舎の関係で中を見せてもらったことがあります。それがいつの時期だかわからないんですけれども、マークタワーの中を何室か私一緒に見させてもらいました。その際、前市長も一緒だった。田中氏もいた気がする（４８頁）。

エ 小括（認定）

(ア) 本件各マンションを医師宿舎とする計画は、早くから田中氏の中にはあった。そして、準備機構が設立された平成２１年７月ころからそれほど時間が経たないうちに、田中氏はその意向を前市長に伝えており、同時点において、前市長は、分譲マンションである本件マンションを医師宿舎とする計画があることを知るに至った。そして、前市長は、遅くとも平成２２年３月２８日までは、本件各賃貸借契約に係る本件マンション専有部分について、買取りも視野において交渉が進められていることを認識していたものと認められる。

(イ) この点、前市長は平成２２年３月２８日の発言については、「借り上げ」を聞き違えられた等とし、また、「買い上げ」という文言を使うことはないなどとしているが、前記発言直後の平成２２年４月９日に開催された市議会総務企画委員会においても、明確に本件マンションについて、「借り上げ」と並んで「買い上げ」について、まさにその文言を用いて言及しているのであって、前市長の主張内容は信用しがたい。

４ 本件各念書について

(１) 本件各念書の内容

ア 本件各念書は、いずれも本件各賃貸借契約と同一の日付の付された部分があり、内容は同一である。そして、以下のとおり賃貸借契約期間終了後（契約開始後５年経過時）に、借主である再生機構が本件各賃貸借契約に係る本件マンション専有部分を買い取ることが明記されている。実際には買取りがなされることとなった場合、買取額の合計は１億２，６９０万円となる。

(ア) 平成２７年５月１日に３室（１１０２号室、１２０２号室及び１３０１号室）を６，２１０万円で買い取るとするもの。

(イ) 同年６月２日に１室（８０１号室）を２，３３０万円で買い取るとするもの。

(ウ) 同年７月１日に２室（１２０３号室及び１３０２号室）を４，１５０万円で買い取るとするもの。

(2) 本件各念書の作成経緯

ア 本件各念書の作成に係る証人の証言は以下のとおりである。

イ 田中氏 証言（頁数は平成29年2月6日委員会議事録による。）

(ア) マックスリアルエステート側から、「では5年後に買い取るという念書を出してもらえれば賃貸にいたしましょうと、これは賃貸のための先方の条件です。・・・大勝建設と銀行とのこの物件に対する契約があって、大勝建設としてはこれを売れたならば返済というのは当然ありますね。それが賃貸となると、その契約自体が非常に大きく変わってきます。そういう意味で、このマックスリアルエステートとの契約あるいは銀行との話の中で、この念書を出してもらうことが必要だと、それが出なければ賃貸契約は不可ですと、それが真相です。」（32頁）。

(イ) なお同人は、本件各念書の存在について、前市長は知らなかった旨あわせて証言している（39頁）。

ウ 宮内隆氏 証言（頁数は平成28年1月29日議事録による。）

(ア) 本件念書の文面自体は、仲介業者であるマックス社が作成した（69頁）。自分から念書を作ってほしい、あるいは5年後に買い取ってもらう等の話をしたことはない。（84頁ないし85頁）

(イ) 念書そのものは、マックス社の判断で作成したもの（84頁）。大勝側の交渉担当者は南里氏であった（69頁）。再生機構側の交渉担当者は知らないが、おそらく田中氏ではないか。交渉過程でそのような文書を作成することになったのではないか（86頁）。

(ウ) 本件各念書には、宮内隆氏の意味は全く反映しておらず、内容はマックス社に一任していた（93頁）。

(エ) 4月30日、5月28日、6月8日の本件各念書3通について、住所・会社名・代表取締役名のスタンプは、一度に押したと記憶している（70頁）。

(オ) マックス社に対する仲介手数料の支払いは、賃貸借契約に対するもののみであり、念書作成の分については支払いをしていない（93頁）。

(カ) 南里氏は、自分はここまでやったよということを示したかったのではないか（95頁）。

エ 小括（認定）

(ア) 本件各念書の作成にかかわったとされるマックス社の元社員である南里氏は既に死亡していることが確認され、同人から事情を聴くことができなかった。

(イ) 本件各念書は、大勝側は、将来再生機構による買い取りが確約さ

れている点において著しい利益があり、他方、再生機構にとっては多額の負担を強いられるものであって、再生機構側からこのような条件が提示されることは考えられない。また、宮内隆氏は、前記南里氏が宮内隆氏の意向を踏まえずに作成したものであるとしているが、南里氏が大勝の意向を踏まえずに売却金額を決定することはできないこと、南里氏にとっては、それ自体で何らかの利益を得られる業務ではないこと（現に、宮内隆氏は、本件各念書の作成にあたり、賃貸借契約の仲介手数料以外に何らの費用を支払っていない旨証言している。）からすれば、本件各念書の作成は貸主である大勝の意向に基づくものと考えざるを得ない。

(ウ) また、田中氏は、本件各念書作成の理由を大勝と銀行との契約（融資等と考えられる。）上必要とされた旨証言するが、宮内隆氏は、そのような理由を何ら述べていないことからすれば、田中氏の当該証言を信用することはできない。

(3) 本件各念書作成を明らかにしなかった理由

ア 田中氏 証言（頁数は平成29年2月6日委員会議事録による。）

(ア) 「理事会でこの念書が通るかどうか、私は確信がありませんでした。それと、もう一つは理事の皆さんに5年後にこの責任に関するご迷惑をおかけすると、それも私は良しとしませんでした。」（32頁）。

(イ) 「この医師宿舎に対して念書を出すということを評議員に掛けた場合にどうなるのかということが、また一つ問題になりますね、その場合に、評議員に掛けて否認されたら、この私の事業というのは、・・・私の考えた方向というのが変わってきますから、あれを医師宿舎にしようと思っていましたから、そのことに関して評議員会の方が否決されたら、それがとん挫します。あるいは、じゃいいでしょうと、承認しましょうと、評議員の方が承認しましょうと言った場合に、また評議員の方にご迷惑をかけることになる。」（33頁）。

(ウ) 「評議員の方とか理事の方々に、この大勝建設とマックスリアリティーあるいは銀行とのこういう問題が皆さんに知れ渡った、あるいはそれから先に市民に知れ渡ることになったとしたら、この計画は全て水に流れる、だめになる。」（33頁）。

(エ) 「これが世間に出なかったことが、むしろこの病院が再生できたというふうに私は結論付けています。」（33頁）。

(オ) 「5年後に買い取る念書で賃貸がオーケーになっていると、結局再生機構がいろいろ言ってもね、再生機構が買い取るということには変わりはありませんよね、これは。」と質問に対し、「おっしゃる

とおりで。」と証言している（33頁）。

(カ) 「5年後に買い取るという念書、5年後の状況というのは誰にもわかりませんよね。何でもそうですよね。」「この公文書は、私はこちらが出した文書ですから有効だと思っていますけれども。」（34頁）。

(キ) 「いや、これはあくまでもその予定ですから、だから予算を組んで、5年後に1億数千万円の黒字が出るという収支予想を出したわけですよ、あの当時は。」（34頁）。

(ク) 「この念書にですね、罰則規定が入っていません。5年後に買わなかった場合に、その損害をどのように補てんするのかと、買わなかったということに対する損害額の算定というのは、私は不可能だと思います。」（35頁）。

イ 小括

(ア) 本件各念書が開示されなかった理由について、田中氏は、住民に知れ渡ることになればこれが問題視されることになり、病院再生計画そのものが水泡に帰すこと、再生機構の理事会あるいは評議員会において承認されるか否か明らかでなく、仮に不承認となれば、やはり病院再生計画がとん挫することになるし、承認すればそれぞれ理事や評議員に迷惑がかかるとしている。すなわち、田中氏自身においても、本件各念書中の合意内容に大きな問題があることを認識していた。それでもなお、田中氏が本件各念書を作成した上で本件マンションを医師宿舎とすることとした理由について、銚子市立病院の業務再開は、医師宿舎として本件マンションが確保できるか否かにかかっていたとの認識があったため、とするようである。そして、本件各念書が明るみに出なかったことが銚子市立病院の再開の成功の要因であるとしている。

(イ) また、本件各念書が有効であるとの認識をもちつつ、5年後の状況は分からない、として、あたかも5年後には本件マンションの買取義務を否定することができるかのような証言をし、さらに、本件各念書に買取義務不履行の際の損害賠償規定がなく、また損害の認定が不可能であるとしている。

(ウ) 加えて田中氏は、本件マンションの買取りを前提とし、そのために5年後に1億数千万円の黒字が出る収支予想を立てたとしている。

(4) 本件各念書の作成と銚子市あるいは再生機構の他の理事等の関与

ア 本件各念書が作成時に田中氏以外の再生機構の職員あるいは銚子市に明らかにされたか否かについて、銚子市職員はいずれもこれを否定し、また、田中氏及び宮内隆氏も、本件念書を提供した事実はないと

している。そしてその作成に当たり、田中氏、宮内隆氏及びマックス社の担当者が関与した事実は認められるものの再生機構の他の理事あるいは関係者、前市長あるいは市職員が関与したとの証言は得られていない。

イ しかしながら、前市長については、本件各賃貸借契約の締結当時、既に本件マンションの専有部分を買い取ることが念頭にあったこと、田中氏と前市長とが直接連絡を取りあっていたとの証言が存在し、それを疑わせる事情がないことからすれば、前市長が本件各賃貸借契約の締結当時本件各念書の内容を知ることがなかったと直ちに認めることは躊躇せざるを得ない。

ウ 確かに、田中氏及び宮内隆氏は、本件各念書の作成についての前市長の関与を明確に否定する証言をしている。しかしながら、田中氏は前市長との個人的な関係から銚子市立病院の再生に関与することになったのは、同人の証言からも明らかであること、宮内隆氏についても、当時の市長としての前市長との面識があることからすれば、前記2名の証言を直ちに信用することは困難というべきである。

5 再生機構に対する市の指導監督の状況

(1) 再生機構は、本件賃貸借契約の締結をした後、平成22年7月1日になって、ようやく市に対し当該賃貸借契約による支出をした費用を請求することを目的として、銚子市に対して事業承認申請書を提出し、前市長は翌2日付でこれを事後的に承認している。

(2) 上記事後承認等を含め、再生機構に対する監督業務について、当時の職員らは要旨以下のとおり証言している。

ア 小池昌宏氏 証言（頁数は平成27年11月9日委員会議事録による。）

(ア) 本件マンション賃貸借契約について事前の事業承認がなかったことは、基本協定に違反する事実であり、これを上司に報告している。具体的な発言者までは記憶にないが、かなり室内で協議はしたと思う。室内で収まらなければ必ず市長のところに協議が行っていたと思う（11頁ないし12頁）。

(イ) 平成22年5月25日付銚子市長名義の文書を出し、同年7月1日付の申請を受けた時点で、「その時点でなんで事後なのかと、事前にもう済んじゃってるのかということところは疑問に思った」ことから、上司に報告したと記憶している（13頁）。

(ウ) 同年7月1日付の本件各マンションの賃貸借契約に係る事業申請については、「そのまま出しなさいということで指示があったものだと記憶して」いる（14頁）。具体的な指示者についてははっきりし

ない。(14頁ないし15頁)

(エ) 「指定管理の申請で、やはり事前に決まっちゃっていて、申請が上がってくることもありましたので、その一案件一案件ごとにどうするのか、承認するのか、しないのか、そういった部分の議論にはなっていたような記憶があります。」(15頁)。

(オ) 同年7月2日付承認書の起案者は小池昌宏氏である(18頁)。

イ 宮内伸光 氏 証言(頁数は同上)

(ア) 機構から再生室への要求が上から降ってくる感じであった(聞き取り調査結果。41頁)。

(イ) なるべく機構の要望がかなえられるように対応してほしいと、そういうふうに市長から話があったと記憶している(42頁)。

ウ 宮内康博 氏 証言(頁数は同上)

(ア) 「やはり事前にやるべきことは、もっと早く申請してもらわなくてはしようがないということは、内部の中のいろんな話の中でそういうのはありました。とにかく遅かったです、書類が出てくるのが。ですから、やっぱりその前にちゃんとして出してもらわなくちゃということで、再生室のほうが非常に苦しんでいたところがありましたね」(57頁)。

エ 青柳清一 氏 証言(頁数は同上)

(ア) 「正直私の立場としては、市長の意思を確認しながら再生室を指揮するというような立場に当時はあったのかと思います。」(69頁)。

(イ) それぞれの使い道については、予算編成時には当然まだ何も、こういうような医師招聘費だというような大雑把な使い道は示されていましたが、具体的に何に使うというような案は示されておりませんでしたので、個々の事業案が上がってきたときに、具体的にその協議をし、またそれを承認するような手続を設けて、そのときに事実上の協議をすればいいなというふうに考えました。」(71頁)。

(ウ) 平成22年7月1日の承認申請が事後承諾であって、基本協定に違反しているとの認識はあった(83頁)。

(エ) 「再生室の内部でその旨を事前に承認ができるように、事前に承認を求めてくださいねという文書も6月の時点で出したはずです。その後も完全に事後承諾がなくなったわけではなかったもので、何度か口頭で事後承認はやめてほしいという旨は伝えていたと思います、再生機構に対して。」(83頁)。

(オ) 「市長から言われていた言葉の一つに、そもそもそういう再生機構がやろうとしていることに対してあまり細々としたことは言わないほうがいいよというような発言があって、あまり細かいことは言

いにくいなというような状況があったのも確かです。ただ、市長も事前に耳に文書じゃなくて口頭で事前に相談があれば、ゴードとか、ちょっとそれは待てとかいう指示は出せるんでしょうけれども、事前にはそのままやられるのは困るよなというような思いを口にしていて、市長の指示として口頭で再生室の職員から相手に何度か伝えたことがあります。」(90頁)。

(カ) 田中氏が本件マンションに居住していた件について、「そういったことも含めて細々したことをちょっと市長に対しては、もしくは再生機構に対しては言いづらい状況にはございました」(91頁)。

(キ) 当時は医師宿舎の状況を決算等の際に添付資料としていろいろつけさせたので、賃料や間取り等の情報は全て分かっていた。その具体的な内容についてチェックしないで、決定を出すことについて「このままこのようなやり方を続けられると、非常に困ったことになるなという危機感を持ちました。」(92頁ないし93頁)。これについて市長と話し合ったところ、市長は「私や再生室の職員に対して、あなたたちは代案もないまま再生機構のやろうとしていることに対して細々としたことを言うべきじゃないと。なぜならあなたたちはこの結果に対して責任取れないんだからというような発言がありました。ただ、市長自身もこの指定管理料の承認の前に、自分自身再生機構側から全然相談がなかったものもあるらしくて、それに対してはかなりの危機感を持っていたような状況でした。」(93頁)。

(ク) 「やはりある意味、何度か市長の意向も確認している中で、再生機構に対して余りあだこうだというような細かなことを言うべきじゃないというような趣旨のことが何度かありましたので、そういうような我々の思うような事務を進めるということはできにくかったです。」(94頁)

(ケ) 田中氏と前市長とが再生室を抜きにして重要事項を決めていたことになるが多かった(101頁)。

(3) 小括(認定)

ア 田中氏は、基本協定書第33条第3項の規定を無視して銚子市の事前承認を取ることなく無断で事業を進め、その後に費用の請求をするために事業承認申請書を提出することがあった。平成23年4月28日の本件マンションの賃貸借契約についても、やはり事後申請となっていた。

イ このような状況について、市職員らは何度も事前承認を取るよう田中氏に指導をしていたが、田中氏に改善が見られた形跡はない。

ウ さらに前市長は、上記青柳清一氏証言にあるような指示を再生室職

員に出していたことから、職員が萎縮し、あるいは田中氏に対する強い指示を出すことを躊躇していた状況が認められる。

6 本件各念書の発覚に伴う賃貸人との紛争処理経過

- (1) 本件各念書は、平成27年1月に至って株式会社ビギンを通じて大勝からその存在が明らかになり、再生機構は代理人を通じて大勝と和解交渉をした。
- (2) その結果、平成27年5月25日付けで、再生機構が大勝側に支出した本件各賃貸借契約に係る敷金合計255万円を放棄するとともに、解決金として100万円を支払い、大勝側は平成27年6月分の賃料及び本件各マンションの退去に支払われる予定とされていたハウスクリーニング代（両者合計で67万円）の支払いを求めないことを内容とする和解契約が成立するに至っている。

第7 本委員会の判断

1 銚子市の本件各念書作成への関与

- (1) 本委員会は、銚子市あるいは前市長が本件各念書の作成に関与している、あるいは作成当時から知っていたとする明確な証拠を得ることはできなかった。
- (2) しかしながら、上記のとおり当時の前市長が本件マンションについて、買い取りを含めて医師宿舎とする予定があることを認識していたこと、田中氏との人的関係等から、前市長が本件各念書の存在を知らなかったとの認定をすることには疑問があるとの判断に至った。
- (3) また、本件各念書の存在について、平成22年当時銚子市に具体的な認識がなかったとしても、本件マンションはもともと分譲物件であったことは周知の事実であるし、ことに前市長は平成21年中には本件マンションに居住しているのであるから、市において本件マンションが賃貸を目的に建築されたものではないとの認識を有していたことは明らかである。そして、販売対象とされているマンションを、当初の建築主から賃借することは、売主側の希望を前提とすれば、通常想定できないのであるから、田中氏による本件各賃貸借契約の締結があった時点でなぜ賃貸借契約が可能となったのか、その経緯等を確認することは十分に可能であり、必要に応じて貸主側に連絡をとるなどして本件賃貸借契約について付加的な合意がなかったかどうか、確認することは十分に可能であった。ことに前市長は、自ら「買い上げ」をも念頭に置いて本件マンションを医師宿舎として確保することを認識していたのであるから、そのような確認を怠ったことについて責任は重いというべきである。

2 銚子市の再生機構に対する監督業務の問題点

- (1) 地方自治法第244条の2第10項、第11項及びこれを受けて作成された基本協定書第33条、第37条及び第38条の各規定からすれば、銚子市は再生機構に対し、銚子市立病院の管理の適正を期すために、事前ないし事後に指導監督権限を有し、市の指示に従わない場合には、業務の一部停止を命じ、さらには指定の取消権限を有する。
- (2) 再生機構の支出方法が不適切であったことは、病院再開後の早い段階から明らかになっていた。すなわち、銚子市と再生機構との間で指定管理に係る基本協定書を締結した、まさにその日に、田中氏は、銚子市の何らの事前承認を得ることもなく、本件各賃貸借契約に及んでいるのである。
- (3) そして、銚子市は、このような再生機構による不適切な業務遂行あるいは支出を把握していながら、より強い態度で指導監督をし、再生機構の業務を是正させることができなかった。
- (4) また、本件各念書の作成を含む本件各賃貸借契約だけをとっても、これが銚子市への医師招へいにとって重要な問題であることの認識はあったはずであり、契約時点において再生機構が当該賃貸借契約に基づいて敷金を支出し、さらにその後に賃料を負担していくことは、銚子市としても当然に予測が可能であった。そのような前提からすれば、銚子市としては、医師宿舍確保のために再生機構が実施し、あるいはしようとしている措置について、基本協定書にある実地調査権あるいは報告徴収権を行使して、再生機構に対し具体的内容の説明を求めることが可能であった。
- (5) さらに、再生機構では代表印を田中氏が保管し持ち歩いていた事実が認められるところ、本来代表権の行使としての理事長印の押印は理事長自身が行うか、理事長の管理の下に置くべきであって、このような状態であれば、田中氏が理事会あるいは理事長の承諾を得ることなく本件各賃貸借契約を締結する事態にはならなかったと考えられる。代表印の管理方法そのものは再生機構内部の問題であるとしても、銚子市がこのような田中氏による理事長印の独占的使用を知ってこれを容認していたとすれば、再生機構の業務が理事長ではなく理事のうちの一によって独占的に行われていることを銚子市として認識していたことになるのであるから、指導監督機関たる銚子市の姿勢としては到底容認しがたいものということになる。また、かりに田中氏による代表印の独占的使用の事実を銚子市が認識していなかったとしても、例えば理事会議事録を徴収するなどして、再生機構の業務遂行に当たって必要な理事会の議決がなされているかどうかを確認することはできたはずであり、これと実地調

査とを組み合わせることにより，再生機構内の執行体制の問題点を早期に発見することができたものと考えられる。

- (6) ことに再生機構に対する指定管理料や出資金に係る支出は，再生機構による用途があいまいなままなされたものであって，具体的な支出項目の明示を受けて指定管理料を支出した場合よりも，その使われ方について特段の注意が必要とされるものであった。そもそもこのような支出根拠の不明確な出資金や指定管理料を容認して予算を作成し，これを成立させた点に，銚子市の事前承認を経ない事業への支出の原因があるとしても，上記のとおり，各種の権限を行使することによって，これを防止することができなかつたとはいえない。

3 責任の所在

(1) 市職員の指導監督に対する意識

ア 銚子市は房総半島の東端に位置し，東京都内からも千葉市からも距離がある。こうした市の位置関係からすれば，銚子市立病院再開に当たって市に医師を招へいするために医師宿舎を確保する必要があることは認識すべき事項であった。

イ しかしながら市職員の証言にもあるとおり，銚子市は予算上医師招へい費を再生機構に支出していたことから，医師招へいに関連する事業である医師宿舎の確保については，再生機構にゆだねられているとの意識を持つこともやむをえない側面があった。

ウ そうであるとしても，市職員としては再生機構が本来市の事前承認を得るべき事業を進めようとしていること等，不適切な行為に及ぶ可能性があることを認識した時点で，銚子市に対して，当該行為について事前承認を求める，あるいは中止を求めるよう明確な指導を行うべき立場にあり，さらに再生機構がこれに違反した場合には，その原因を究明させるよう監督権を行使すべきであったのであって，こうした明確な指導監督権の行使をしなかつた市職員の指導監督に対する意識は，後述の前市長の責任の重大性，あるいは病院再開という大量の事務処理を求められる状況にあったことを前提としても，なお無視することはできない。

(2) 前市長の田中氏選任責任

ア 前市長は，銚子市立病院の再開を公約のひとつに掲げて市長選に立候補して当選しており，当選から約1年後に市立病院の業務再開にこぎつけている。

イ 前市長が，「病院再開に関するプロ」として再生機構の事業を任せられた田中氏は，本委員会において，あたかも市民あるいは再生機構そのも

のに本件各念書の作成の事実を知らせなかったことがむしろ良かった、すなわち、問題は先送りにしてしまい、できるだけ公にしないまま事業を進めることが銚子市立病院の運営にとってむしろ適切であるとの考え方を持っていたものと認められる。

ウ 銚子市立病院再開には銚子市から多額の公金が支出されている。当然のことながら住民はその使い方に強い関心をもっているのもであって、田中氏の上記証言は、こうした市立病院の運営に透明性を求める住民の要望、あるいは公の施設の管理運営の適正を目指す指定管理者制度の趣旨を真っ向から否定するものであり、地方公共団体の公の施設の管理運営を行う者としての的確性に強い疑問を持たざるを得ない。

エ さらに、田中氏は、本件各念書が作成された5年後の状況は分からないのであるから、その時点で問題とすればよいといったような、およそ経営に携わるものとして無責任といわざるを得ないような証言にすら至っているのである。

オ そのような者を、事前に十分な調査をすることなく「プロ集団」の一員であるとして、病院の実質的運営者として選んだ前市長の責任は重大といわざるを得ない。

(3) 前市長による市職員への指示による職員の萎縮

ア 市職員の証言にもあるとおり、市職員は再生機構の業務遂行の問題に早くに気づき、その対応について市長に指示を求めている。

イ しかしながら前市長は市職員に対し、「あなたたちは代案もないまま再生機構のやろうとしていることに対して細々としたことを言うんじゃない」などと述べて、市職員による監督指導権限の行使の意思を挫いている。これら前市長の言動によって市職員が萎縮し、再生機構に対する必要あるいは適切な指導監督ができない状態となったことは明白である。

ウ しかも、市職員の証言によれば、前市長自身も田中氏をコントロールできていないことについて危機感を持っていたにもかかわらず、上記のような態度を改めることはなかったのであって、これにより銚子市による再生機構に対する適切な指導監督権限の行使の機会が失われることとなったものである。このように前市長が再生機構の業務への市の関与を排除しようとしていた意図は、再三の地方自治法第100条第1項に基づく本委員会への出頭請求にも関わらず、結局出頭をしなかった前市長の証言を得られなかったこともあり明らかとはなっていないが、住民の公金を預かる地方公共団体の執行責任者としてその責任は厳しく問われる必要がある。

(4) 議会の対応との関係

ア 銚子市議会においては、銚子市から再生機構に対する支出がその内容において不明確であることについて、かねてから問題視されており、以下の議決等を行ってきた。

(ア) 「市民要望に応えられる銚子市立病院の運営を求める決議」について議決（平成23年6月30日）

(イ) 「平成24年度銚子市病院事業会計予算」について修正可決（平成24年3月23日）

(ウ) 「市立病院再生機構副理事長田中肇氏の報酬等の是正を求める請願」について採択（平成24年3月23日）

(エ) 「銚子市立病院に対する第三者評価制度の導入に関する陳情」について採択（平成24年3月23日）

(オ) 「病院関連予算の透明化・健全化を求める決議」について議決（平成24年9月26日）

イ しかしながら、前市長は、再生機構における市の公金の使われ方が不適切であるとの住民ないし議会の声に耳を傾けることなく、再生機構に対し適切に指導監督権を行使しないまま予算を執行し、再生機構による不適正支出を助長した。地方公共団体は、いわゆる二元代表制がとられており、首長と議会とが相互に監視する関係にもあるとされているが、議会において前記のような首長の専断的行為を抑止することには一定の限界があるものといわざるを得ない。こうした問題が生じるリスクをできるだけ事前に想定して、議会の持つ権能を適切に行使すべく議会あるいは個々の議員が可能な限りの事前調査をするとともに、議会の場で住民に対する適切な情報収集をしつつ議論を行っていく必要があるものと考えられる。

第8 今後の指定管理者に対する指導監督のあり方

1 指定管理者制度は、公の施設を適正に管理することを目的として地方自治法の改正により設けられた制度であるところ、公の施設はあくまでも銚子市の財産である以上、たとえ指定管理者が管理を行うこととなっても、銚子市にはその管理の適正を期すべく必要な指導監督のための権限が地方自治法上認められている。

2 本件各念書が作成された経緯、及びこれが5年近くにわたって明らかにならなかったことは、再生機構の運営のあり方そのものに第一義的な問題があるとしても、上記のとおり、銚子市がこれを未然に防止しうる機会がなかったとはいえない。

3 そこで、本委員会は、銚子市に対し今後の指定管理者に対する指導監督のあり方について、以下のとおり要望する。

- (1) 基本協定書等において、指定管理者及び銚子市の役割分担を明確に定めること。

再生機構との間で締結された基本協定書は、これによって同機構が行うことができる業務について、病院業務以外の関連事業についての役割分担が一見して明らかとはなっていない。再生機構が銚子市の承認なく進めることができる事業の範囲、あるいは承認を要する事業の範囲を明確化して、指導監督権限の行使根拠を明らかにしておく必要があるものと考えられる。

- (2) 指定管理者に対して認められることになる実地調査等を定期あるいは頻度を高めて実施すること。

本件各賃貸借契約及びこれに伴う本件各念書は、理事会の議決を経ることもなく、田中氏が独占的に管理していた代表印を使用して締結され、あるいは作成されている。こうした再生機構における不適切な業務運営は、市職員が理事長からの聞取りや病院施設への立ち入り調査を実施することによって明らかとなった可能性が高い。こうした調査権を適切に行使していく必要がある。

- (3) 不正事象が発見された場合、市長だけでなく、一定の独立した地位にある監査委員等に対して報告をして調査を求めること、そして当該報告をした職員の地位について適切な保護をすること。

上記のとおり、市職員は再生機構に対し指導監督権を行使しようとしたものの、前市長のいわば圧力により必要な権限行使が行われなかったものと認められる。こうした場合に銚子市の業務を適正化するためには、市長部局以外の独立した地位を有する者、例えば監査委員等への通報制度を整備し、市職員による業務是正の手段とする必要がある。こうした職員については、一般の公益通報制度、あるいは内部通報制度にあるような通報者の保護を厳格に実施しなければ、通報制度そのものが役に立たなくなってしまうことから、通報制度の整備と併せて通報者の秘匿性を保護する制度を整備する必要がある。

- (4) 指定管理者の選定にあたり、その候補者となる者の選定手続を適切に実施すること。

銚子市立病院の再開に当たっては、再生機構一団体のみが指定管理候補者とされたこと、及び再生機構が市主導で設立されたこと等から、指定管理者の候補者の選定にあたって、再生機構に関与する者についての適切な審査がなされなかったものと考えられる。指定管理者が、長期にわたって市の財産である公の施設を管理運営していくことからすれば、候補者となる者の的確性は十分に検討される必要がある。また、選定手続に当たってその基準を広く住民に明らかにし、手続そのものも公開と

するなど、選定手続における恣意性を排除する必要があるものとする。

第9 本委員会における調査の経過等

1 委員会の概要

(1) 平成27年6月30日の市議会定例会において、地方自治法第100条の規定による事務の調査をなすための特別委員会を設置する決議が本会議で議決された。議決された内容は以下のとおり。

1 調査事項

本議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第1項の規定により、銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する事項について調査を行うものとする。

2 特別委員会の設置等

地方自治法第109条第1項及び銚子市議会委員会条例（昭和49年銚子市条例第20号）第6条の規定により、本議会に委員9人からなる銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する調査特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、1の調査事項の調査を委員会に付託する。

3 調査権限

本議会は、1の調査事項の調査を行うため、地方自治法第98条第1項並びに第100条第1項及び第10項の権限を委員会に委任する。

4 調査期限

委員会は、1の調査事項の調査が終了するまで閉会中もなお調査を行うことができる。

5 調査経費

本調査に要する経費は、本年度においては、250万円以内とする。

(2) 委員会の構成

委員長 加瀬庫藏

副委員長 笠原幸子、大野正義

委員 桜井隆、宮内和宏、尾辻廣、広野恭代、地下誠幸、
宮内昭三

(3) 平成28年3月24日の市議会定例会において、銚子市立病院に

係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する事項についての調査に要する経費に関する決議が本会議で議決された。議決された内容は以下のとおり。

平成28年度における銚子市立病院に係るマークタワー銚子銀座（医師宿舎）の念書に関する事項についての調査に要する経費の額は、120万円以内とする。

2 調査経費

(1) 調査経費（予算）

年度	金額（議決額）
平成27年度	2,500,000円以内
平成28年度	1,200,000円以内

(2) 調査に要した額

経費内容	平成27年度	平成28年度
弁護士（1名）への委託料	1,080,000円	540,000円
費用弁償（証人）	42,280円	9,600円
委員会会議録作成経費	480,600円	※ 240,300円
その他（有料道路通行料及び駐車料金）	29,920円	※ 11,440円
合計	1,632,800円	※ 801,340円

※ 概算額

3 証人尋問の概要

(1) 平成27年11月9日(月)

氏名	証言を求める事項
<p>小池昌宏 氏 (銚子市職員。元 病院再生室主任 主事)</p>	<p>(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて</p> <p>(2) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて</p> <p>(3) 「マークタワー銚子銀座」の7室(銚子市立病院医師宿舎)の賃貸借契約に対する証人の関わりについて</p> <p>(4) 銚子市立病院の指定管理業務監督に対する証人の役割及びその経過について</p>
<p>宮内伸光 氏 (銚子市職員。元 病院再生室室長 補佐)</p>	<p>同上</p>
<p>宮内康博 氏 (銚子市職員。元 政策企画部参事、 病院再生室長事 務取扱)</p>	<p>同上</p>
<p>青柳清一 氏 (銚子市職員。元 病院対策監)</p>	<p>同上</p>

(2) 平成27年12月7日(月)

氏名	証言を求める事項	
多田和弘 氏 (元医療法人財団銚子市立病院再生機構職員)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について (3) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (4) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて (5) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について	
横部武宜 氏 (元医療法人財団銚子市立病院再生機構職員)	上記(1)から(5)まで	欠席
川野泰裕 氏 (元医療法人財団銚子市立病院再生機構職員)	上記(1)から(5)まで	欠席
加瀬英夫 氏 (元医療法人財団銚子市立病院再生機構職員)	上記(1)から(5)まで	
笠井源吾 氏 (元医療法人財団銚子市立病院再生機構職員)	上記(1)から(5)まで (6) 銚子市立病院再生機構理事会における証人の役割について	

氏名	証言を求める事項
白濱龍興 氏 (医療法人財団 銚子市立病院再 生機構職員)	上記(1)から(5)まで (6) 銚子市立病院再生機構理事会における証人 の役割について
滑川利助 氏 (元医療法人財 団銚子市立病院 再生機構職員)	上記(1)から(5)まで (6) 銚子市立病院再生機構理事会における証人 の役割について

(3) 平成28年1月29日(金)

氏名	証言を求める事項
横部武宜 氏 (元医療法人財 団銚子市立病院 再生機構職員)	<p>(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて</p> <p>(2) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について</p> <p>(3) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて</p> <p>(4) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて</p> <p>(5) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について</p>

欠席

氏名	証言を求める事項	
川野泰裕 氏 （元医療法人財団 銚子市立病院 再生機構職員）	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室（銚子市立病院医師宿舎）を5年後（平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日）に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について (3) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (4) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について（お願い）」に対する証人の関わりについて (5) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について	欠 席
青柳清一 氏 （銚子市職員。元 病院対策監）	(1) 銚子市立病院再生準備機構と銚子市との間で協議されてきた銚子市立病院再生と医師確保に伴う医師宿舎に対する証人の関わりについて	
村田 栄 氏 （株式会社ビギン 代表取締役）	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室（銚子市立病院医師宿舎）を5年後（平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日）に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (3) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について（お願い）」に対する証人の関わりについて	

氏名	証言を求める事項
<p>松尾俊邦 氏 （マックスリアルエステート株式会社代表取締役）</p>	<p>(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室（銚子市立病院医師宿舎）を5年後（平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日）に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて</p> <p>(2) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて</p> <p>(3) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について（お願い）」に対する証人の関わりについて</p>
<p>宮内 隆 氏 （株式会社大勝代表取締役、大勝建設株式会社代表取締役）</p>	<p>同上</p>

(4) 平成28年2月15日(月)

氏名	証言を求める事項	
野平匡邦 氏 (前銚子市長)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の関わりについて (3) 銚子市立病院再生機構における証人の関わりについて (4) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (5) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて (6) 銚子市立病院の指定管理業務監督に対する証人の役割及びその経過について	欠席

(5) 平成28年3月30日(水)

氏名	証言を求める事項	
野平匡邦 氏 (前銚子市長)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生準備機構にお	欠席

	ける証人の関わりについて (3) 銚子市立病院再生機構における証人の関わりについて (4) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (5) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて (6) 銚子市立病院の指定管理業務監督に対する証人の役割及びその経過について	
--	--	--

(6) 平成28年5月9日(月)

氏名	証言を求める事項	
野平匡邦 氏 (前銚子市長)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の関わりについて (3) 銚子市立病院再生機構における証人の関わりについて (4) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (5) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対す	欠席

	る証人の関わりについて (6) 銚子市立病院の指定管理業務監督に対する証人の役割及びその経過について	
--	---	--

(7) 平成28年8月3日(水)

氏名	証言を求める事項	
田中 肇 氏 (元銚子市立病院再生準備機構委員、元医療法人財団銚子市立病院再生機構理事)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取することを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の役割について (3) 銚子市立病院再生機構における証人の役割について (4) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について (5) 銚子市立病院医師宿舎として「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (6) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて (7) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について	欠席

(8) 平成28年9月26日(月)

氏名	証言を求める事項	
<p>田中 肇 氏 (元銚子市立病院再生準備機構委員、元医療法人財団銚子市立病院再生機構理事)</p>	<p>(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて</p> <p>(2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の役割について</p> <p>(3) 銚子市立病院再生機構における証人の役割について</p> <p>(4) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について</p> <p>(5) 銚子市立病院医師宿舎として銚子市立病院再生機構が賃借した「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて</p> <p>(6) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて</p> <p>(7) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について</p> <p>(8) その他、上記(1)ないし(7)に附随する事項について</p>	<p>欠席</p>

(9) 平成28年11月17日(木)

氏名	証言を求める事項	
<p>田中 肇 氏 (元銚子市立病院再生準備機構委員、元医療法人財団銚子市立病院再生機構理事)</p>	<p>(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて</p> <p>(2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の役割について</p> <p>(3) 銚子市立病院再生機構における証人の役割について</p> <p>(4) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について</p> <p>(5) 銚子市立病院医師宿舎として銚子市立病院再生機構が賃借した「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて</p> <p>(6) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて</p> <p>(7) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について</p> <p>(8) その他、上記(1)ないし(7)に附随する事項について</p>	<p>欠席</p>

(10) 平成29年2月6日(月)

氏名	証言を求める事項
田中 肇 氏 (元銚子市立病院再生準備機構委員、元医療法人財団銚子市立病院再生機構理事)	(1) 「マークタワー銚子銀座」の6室(銚子市立病院医師宿舎)を5年後(平成27年5月1日、同年6月2日、同年7月1日)に買い取ることを誓約した念書に対する証人の関わりについて (2) 銚子市立病院再生準備機構における証人の役割について (3) 銚子市立病院再生機構における証人の役割について (4) 銚子市立病院再生機構理事長印の取り扱いに対する証人の役割について (5) 銚子市立病院医師宿舎として銚子市立病院再生機構が賃借した「マークタワー銚子銀座」7室の賃貸借契約に対する証人の関わりについて (6) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について(お願い)」に対する証人の関わりについて (7) 「銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書」の履行に対する証人の役割について (8) その他、上記(1)ないし(7)に附随する事項について

4 資料・記録の請求 (証人出頭請求に係るものを除く。)

請求先	請求内容	摘要
<p>銚子市長 越川信一 氏</p>	<p>(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座(以下「医師宿舎」という。)の賃貸借契約に係る銚子市立病院再生機構から受領した申請書及びこれに対する貴庁発行に係る決定(承認)通知書</p> <p>(2) 上記(1)の申請に係る事前連絡、事前通知、事前打ち合わせ、事前協議等において貴庁職員が作成した記録(メール、電話応接記録、面談記録、メモ等)</p> <p>(3) 上記(1)の申請に係る事前連絡、事前通知、事前打ち合わせ、事前協議等の際に銚子市立病院再生機構から提出された文書、メール、マンシヨンの物件概要を記載したパンフレット、参考資料、メモ等</p> <p>(4) 上記(1)の申請書を持参した者を記録した文書、メモ等</p> <p>(5) 上記(1)の申請書の受付を記録した簿冊(文書処理簿等)</p> <p>(6) 上記(1)の決定(承認)通知に係る起案文書、決裁文書等</p> <p>(7) 平成22年5月25日に大勝建設株式会社に提出したマークタワー銚子銀座の賃貸借のお願いの文書、及びこれに係る起案文書、決裁文書等</p> <p>(8) 平成22年3月28日の石柱・石像除幕式における野平前市長の発言内容を記録した文書、音声、映像等の記録</p> <p>(9) 医師宿舎に関して平成22年中に作成された念書に関し、当時の病院再生室に所属していた市職員から聴取した内容を記録した文書</p>	<p>(1)、(2)の一部、(5)から(9)までの提出</p> <p>(2)の一部、(3)、(4)について文書不存在</p>

請求先	請求内容	摘要
医療法人 財団 銚子 市立病院 再生機構 理事長 白濱龍興 氏	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師 宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座（以 下「医師宿舎」という。）の賃貸借契約書 (2) 医師宿舎に関して平成22年中に作成され た念書（以下「念書」という。）の原本 (3) 念書に関し、当時の理事長その他の銚子市 立病院再生機構職員から聴取した内容を記録し た文書 (4) 理事長印をはじめとする公印の管理及び使 用その他公印について必要な事項を定めた例規 集（平成22年5月1日以降、制定又は改正の 都度）及び公印の使用記録並びに持ち出しの際 に作成される記録 (5) 理事会の会議録（全部） (6) 念書作成に関し、その経緯等を調査した結 果を記録した文書、音声記録等（調査結果報告 書等） (7) 念書に関し、株式会社大勝との和解の経過 を記録した文書	(1)、 (3)、 (4)の 一部、 (5)から (7)まで の提出 (2)、 (4)の一 部につ いて文書不 存在
株式会 社 大勝代 表 取締役 宮内 隆 氏	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師 宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座（以 下「医師宿舎」という。）に関して平成22年中 に作成された念書（以下「念書」という。）の原 本 (2) 念書作成にあたって作成された稟議書、立 案書その他の決裁文書 (3) 念書作成の経緯等を内容として含む電子メ ール、電話応接記録、面談記録、メモ等 (4) 念書作成者（念書立会者）の作成に係る、 念書作成の経過その他念書に関連する事項につ いての業務報告書、出張報告書その他の業務記 録書	(1)の提 出 (2)から (4)まで につ いて 文書不存 在

請求先	請求内容	摘要
マックスリアルエステート株式会社代表取締役 松尾俊邦氏	<p>(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座（以下「医師宿舎」という。）に関して、平成22年中に作成された念書（以下「念書」という。）の原本</p> <p>(2) 念書作成にあたって作成された稟議書、立案書その他の決裁文書</p> <p>(3) 念書作成の経緯等を内容として含む電子メール、電話応接記録、面談記録、メモ等</p> <p>(4) 念書作成者（念書立会者）の作成に係る、念書作成の経過その他念書に関連する事項についての業務報告書、出張報告書その他の業務記録書</p>	(1)から(4)までについて文書不存在
株式会社ビギン代表取締役 村田 栄氏	<p>(1) 平成27年1月19日に貴社と医療法人財団銚子市立病院再生機構との間で実施された、同財団が医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座（以下「医師宿舎」という。）の賃貸借契約に係る打ち合わせの際に貴社担当者が持参した、医師宿舎に関して平成22年中に作成された念書（以下「念書」という。）の原本</p> <p>(2) 平成27年1月19日に貴社と医療法人財団銚子市立病院再生機構との間で行われた医師宿舎の賃貸借契約に係る打ち合わせ等を記録した、業務報告書、出張報告書その他の業務記録書類</p> <p>(3) 念書を入手した経緯及びこれに関連する事項を内容として含む電子メール、電話応接記録、面談記録、メモ等</p>	(1)から(3)までについて文書不存在

請求先	請求内容	摘要
銚子市長 越川信一氏	<p>(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構設立代表者と締結した、(仮)銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書（以下「(仮)基本協定書」という。）</p> <p>(2) 医療法人財団銚子市立病院再生機構設立代</p>	(1)、(2)、(3)の前段、(4)、(5)、

	<p>表者と締結した、(仮)銚子市立病院施設の管理運営に関する年度協定書(以下「(仮)年度協定書」という。)</p> <p>(3) 上記(1)及び(2)の起案書並びに事前に(仮)基本協定書及び(仮)年度協定書の内容について協議した記録(外部機関、外部団体等との協議、応接記録等を含む。)</p> <p>(4) 医療法人財団銚子市立病院再生機構と締結した、銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)</p> <p>(5) 医療法人財団銚子市立病院再生機構と締結した、銚子市立病院施設の管理運営に関する年度協定書(平成22年度及び平成23年度)(以下「年度協定書」という。)</p> <p>(6) 上記(4)及び(5)の起案書並びに事前に基本協定書及び年度協定書の内容について協議した記録(外部機関、外部団体等との協議、応接記録等を含む。)</p> <p>(7) 基本協定書第35条に規定する月例報告(平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの)</p> <p>(8) 基本協定書第36条第1項に規定する事業報告書(平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの)</p> <p>(9) 上記(7)及び(8)に関して供覧し、若しくは決裁し、又はその提出、内容等について協議し、若しくは指示した文書</p> <p>(10) マークタワー銚子銀座(医師宿舎)、医療法人財団銚子市立病院再生機構理事長印の使用等に関して、基本協定書第37条の規定により報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をした記録</p> <p>(11) マークタワー銚子銀座(医師宿舎)、医療法人財団銚子市立病院再生機構理事長印の使用等に関して、基本協定書第38条第1項の規定により業務の改善を勧告した記録</p>	<p>(6)の前段、(7)、(8)の提出</p> <p>(3)の後段、(6)の後段、(9)から(11)までについて文書不存在</p>
--	---	--

請求先	請求内容	摘要
医療法人 財団 銚子 市立病院 再生機構 理事長 白濱龍興 氏	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構寄附行為 (2) 銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第35条に規定する月例報告（平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの）を提出した際の稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (3) 基本協定書第36条第1項に規定する事業報告書（平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの）を提出した際の稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (4) 医療法人財団銚子市立病院再生機構理事長印（公印）の新調に係る発注書、見積書、納品書、請求書等	(1)の提出 (2)から(4)までについて文書不存在
株式会社 大勝代表 取締役 宮内 隆 氏	(1) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について（お願い）」の原本 (2) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座に関して平成22年中に作成された念書（以下「念書」という。）作成に関する稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (3) 念書作成の経緯等を内容として含む電子メール、電話応接記録、面談記録、メモ等 (4) 念書作成者又は念書立会者の念書作成又は念書立会いの経過その他念書に関連する事項についての業務報告書、出張報告書その他の記録	(1)から(4)までについて文書不存在
大勝建設 株式会社 代表取締役 宮内 隆 氏	(1) 平成22年5月25日付け銚子市長発大勝建設株式会社代表取締役宛通知文「『マークタワー銚子銀座』の賃貸借について（お願い）」の原本	(1)について文書不存在

請求先	請求内容	摘要
マックスリアルエステート株式会社 代表取締役 松尾俊邦氏	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構が医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座に関して平成22年中に作成された念書(以下「念書」という。)の原本又はその写し (2) 念書作成に関する稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (3) 念書作成の経緯等を内容として含む電子メール、電話応接記録、面談記録、メモ等 (4) 念書作成者又は念書立会者の念書作成又は念書立会の経過その他念書に関連する事項についての業務報告書、出張報告書その他の記録	(1)について写しの提出 (2)から(4)までについて文書不存在
銚子市長 越川信一氏	(1) 平成22年5月10日付け病院再生室長発議会事務局宛「調査依頼について(回答)」(平成22年4月21日付けの笠原幸子議員の調査依頼に対する回答文書) (2) 上記(1)に関連して、供覧、決裁等をした文書 (3) 上記(1)の内容(銚子市立病院再生準備機構の業務内容が、「月日・業務内容・出席者」として時系列に記載されている。)について、その作成経過(根拠となった資料、内容についての作成者等)を明らかにし、適宜報告書にて提出してください。 (4) 市長出張状況(平成21年度及び平成22年度) (5) 次に掲げる日における市長公用車の自動車使用票・自動車運転日誌、及び次に掲げる日における市長の業務内容が分かる記録 H22/1/5,1/6,1/7,1/8,1/11,1/14,1/15,1/17,1/20, 1/22,1/26,1/28,1/29,2/4,2/5,2/6,2/7,2/8,2/10,2/11, 2/12,2/15,2/16,2/17,2/18,2/19,2/22,3/1,3/3,3/8, 3/10,3/12,3/13,3/15,3/18,3/23,3/24,3/27,3/29,3/30	(1)から(5)までの提出

医療法人 財団 銚子 市立病院 再生機構 理事長 白濱龍興 氏	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構の、平成22年2月から同年12月までにおける業務内容(月日、業務内容、出席者等)が分かる記録	(1)について文書不存在
---	--	--------------

請求先	請求内容	摘要
マックスリアルエステ株式会社 代表取締役 松尾俊邦氏	(1) 平成21年・平成22年・平成23年頃に銚子市における営業拠点として設置した営業所(これに類するものを含む。)について、 ① 名称(銚子支店、銚子営業所などの名称) ② 上記①の所在地 ③ 上記①の設置期間	(1)の提出
田中 肇氏 (元銚子市立病院再生準備機構委員、元医療法人財団銚子市立病院再生機構理事)	(1) 医療法人財団銚子市立病院再生機構(以下「再生機構」という。)が、銚子市立病院施設の管理運営に関する基本協定書(以下「基本協定書」という。)第35条に規定する月例報告(平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの)を銚子市に提出した際の稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (2) 基本協定書第36条第1項に規定する事業報告書(平成22年度及び平成23年度の業務に関するもの)を銚子市に提出した際の稟議書、立案書、起案書、決裁書等の文書及び協議記録 (3) 銚子市立病院の医師宿舎として賃借したマークタワー銚子銀座(1102号、1202号、1301号、801号、1203号及び1302号)について5年後に買い取ることを誓約した念書の原本	(1)から(3)までについて文書不存在

5 委員会の開催状況

平成27年 6月30日
平成27年 9月 7日
平成27年10月19日
平成27年11月 9日
平成27年12月 7日
平成28年 1月29日
平成28年 2月15日
平成28年 2月26日
平成28年 3月30日
平成28年 5月 9日
平成28年 6月 3日
平成28年 7月 4日
平成28年 8月 3日
平成28年 9月 8日
平成28年 9月26日
平成28年10月31日
平成28年11月17日
平成29年 2月 6日
平成29年 3月 8日

6 地方自治法第100条に基づく刑事告発

(1) 本委員会に基づく調査について、以下の各氏については、以下に示す各行為について、地方自治法第100条第3項の罪に該当するものとして、銚子市議会において告発に係る決議をして、いずれも千葉地方検察庁に告発した。本報告書作成時点において、各告発はいずれも受理されている。

(2) 横部武宜氏

ア 同氏は、平成27年12月7日午前11時15分及び平成28年1月29日午前10時15分の本委員会の各期日に、銚子市議事堂に出頭し証言をするよう請求を受けながら、いずれの期日にも正当な理由なく出頭しなかった。

イ 同氏は、平成27年12月21日までに同氏の体調不良等を証明する医師の診断書その他の記録を提出するよう請求を受けながら、正当な理由なく同記録を提出しなかった。

(3) 川野泰裕氏

同氏は、平成27年12月7日午後1時15分及び平成28年1月29日午前11時15分の本委員会の各期日に、銚子市議事堂に出頭し

証言をするよう請求を受けながら、いずれの期日にも正当な理由なく出頭しなかった。

(4) 野平匡邦氏（前市長）

ア 同氏は、平成28年2月15日午後1時15分、同年3月30日午後1時及び同年5月9日午後1時の本委員会の各期日に、銚子市議事堂に出頭し証言するよう請求を受けながら、いずれの期日にも正当な理由なく出頭しなかった。

イ 同氏は、同年3月1日及び同年4月15日までに、同年2月15日の証人尋問を欠席したことについて「日程上当日は差し支え」とした具体的な事由及びこれを客観的に明らかにする資料を提出するよう請求を受けながら、正当な理由なく同記録を提出しなかった。

ウ 同年4月15日までに、同年3月30日の証人尋問を欠席したことについて具体的な事由及びこれを客観的に明らかにする資料に係る記録を提出するよう請求を受けながら、正当な理由なく同記録を提出しなかった。

エ 同年4月11日までに、同年4月18日から同年5月31日までの間、同氏において証人として出頭可能な日を回答するよう請求を受けながら、正当な理由なく同請求に係る記録を提出しなかった。